

提供日 2018/12/20
タイトル インフルエンザの流行が始まりました！
担当 健康福祉部 医療健康局疾病対策課
連絡先 感染症対策班
TEL 054-221-2986



- 危機管理情報 -

～ インフルエンザの流行が始まりました！～

平成30年第50週（12/10～12/16）の感染症発生動向調査で、静岡県内のインフルエンザの定点当たり報告数が1.41人に増加し、**流行開始**の目安とされている1を超え、**流行が始まりました**。今後、流行が拡大することが考えられますので、県民の皆様には、感染拡大防止に努めていただくようお願いいたします。

0.47	0.66	<u>1.41</u>
(11/26～12/2)	(12/3～12/9)	(12/10～12/16)

<参考>

- インフルエンザの定点当たりの報告数とは、県内の小児科、内科併せて139の定点医療機関の1医療機関当たりの1週間の患者数です。
- 流行開始の目安とされている報告数は1、注意報レベルは10、警報レベルの開始は30、警報レベルの終息は10です。

感染の拡大を防ぐためには、一人ひとりがインフルエンザにかからないようにすること、また、かかってしまったときには、他の人にうつさないようにすることが大切です。県民の皆様には、「**うつらない**」・「**うつさない**」を対策の基本に、家庭や職場などで、**感染拡大防止の強化に努めていただきますようお願いいたします**。

県民の皆様へ

1 「うつらない」・「うつさない」ための取組の徹底について

- 「うつらない」ために、手洗いをしましょう
- 「うつさない」ために、咳エチケット（ティッシュや腕の内側などで口と鼻を覆い、顔を他の人に向けかないなど）を心がけましょう
- なるべく人混みを避けるようにしましょう
- 人混みに入る可能性のある場合には、マスクを着用しましょう
- 室内の換気を行うとともに、適度な湿度に保ちましょう
- 十分な栄養と睡眠をとり、健康管理につとめましょう

2 インフルエンザにかかったら

- 咳等の症状が出た場合は、必ずマスクを着用の上、早めにかかりつけやお近くの医療機関を受診しましょう
- インフルエンザと診断されたら医師の指示を守って服薬し、外出を控えるとともに、家庭内でも咳エチケットを徹底し、十分な休養をとりましょう

【インフルエンザに関する情報】

- 厚生労働省 平成30年度 今冬のインフルエンザ総合対策
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>
- 国立感染症研究所 感染症情報センター
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>
- 静岡県健康福祉部 感染症関連情報
<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/center.html>